

令和8年度 品川区一般廃棄物処理実施計画

1. 施行区域 品川区全域
2. 一般廃棄物の年間処理量の見込み
 - (1) ごみおよび資源 95,790トン(日量262.44トン)
 - (2) し尿・浄化槽汚泥 543.5キロリットル(日量1.49キロリットル)
 - (3) 動物死体 350頭(日量0.96頭)
3. 一般廃棄物の排出抑制・リサイクルの推進のための方策に関する事項
 - (1) ごみの発生抑制の推進
 - ① 家庭ごみの発生抑制
 - ・生ごみの水切りの励行促進
 - ・食材の使い切りと必要な分だけの購入
 - ・家庭用生ごみ処理機の購入費用助成
 - ・マイバッグ、マイはし、マイボトルの励行
 - ② 再使用の促進
 - ・フリーマーケットの支援
 - ・リユース促進パンフレットの作成
 - ・リサイクル情報紙「くるくる」の発行
 - (2) リサイクルの推進
 - ① 区民の自主的な活動の支援
 - ・集団回収事業の推進
 - ・区民やリサイクル団体との協働事業の推進
 - ・相談しやすい窓口体制
 - ② 区の資源回収事業の推進
 - ・資源リサイクル品目の充実
 - ・資源ステーション回収・拠点回収の充実
 - ・雑がみ回収の促進
 - ・資源持ち去り対策の推進
 - ・小型家電回収の充実と充電式電池への対応
 - ③ 環境情報の積極的な発信
 - ・「ごみ・リサイクルカレンダー」の配布
 - ・転入者への「資源・ごみの分け方・出し方」の配布
 - ・「ごみ・リサイクル通信」の配布
 - ・ごみ・リサイクル経費の見える化

(3) 事業系ごみ削減の推進

① 事業系ごみの発生抑制

- ・ごみ減量の啓発徹底
- ・製品の長寿命化への取り組み
- ・簡易包装、詰替え可能な商品の取扱い
- ・飲食店による生ごみの水切り等の徹底
- ・区施設におけるリサイクルの推進、再生品の積極的な利用

② 事業系ごみの適正排出の推進

- ・不適正排出についての指導・助言
- ・事業用大規模建設物に係る立ち入り調査
- ・医療廃棄物の適正排出指導

③ 事業系リサイクルの推進

- ・インクカートリッジ里帰りプロジェクトの推進
- ・事業者自主回収の情報提供
- ・事業系リサイクルシステムの推進

(4) ごみの適正処理の推進

① 適正排出の推進

- ・各戸収集・早朝収集の実施
- ・不適正な分別についての指導・助言（ふれあい指導）
- ・高齢者等ふれあい収集の実施
- ・スプレー缶等の適正な排出方法の周知
- ・在宅医療廃棄物の適正処理
- ・不法投棄・カラス対策

② 効率的で環境負荷の少ない収集体制

- ・効率的な収集運搬体制の構築
- ・環境負荷の少ない車両の導入

③ 環境教育

- ・小学生ごみ減量・リサイクルポスター展
- ・小学生用啓発冊子の配布
- ・スケルトン車両による環境学習
- ・各種イベントにおける啓発展示
- ・品川区の資源ごみの分別リサイクル啓発動画、SNS発信
- ・出前講座の実施
- ・「ごみ・資源追っかけ隊」の実施

④ 区民参画の推進

- ・廃棄物減量等推進審議会の運営
- ・廃棄物減量等推進員制度

4. 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類および分別の区分ならびに一般廃棄物の適正処理およびこれを実施するものに関する基礎的事項等については、別表のとおり。

5. 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に品川区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合

② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

別表

(1)ごみ

区分	家庭廃棄物	区民の協力義務等	
	燃やすごみ(資源および管路ごみを除く燃やしてもよいごみ)	燃やすごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、資源にそれぞれ分別し、各建物のあらかじめ定められた場所およびそれぞれの収集日時に、規則第17条に定める容器等に収納して排出すること。	
	収集区域		区内全域
	収集方法		週2回(一部地域は週3回)、各戸収集
	運搬方法		自動車による
	処分方法	中間処理した後、埋め立て処分する。	
	陶器・ガラス・金属ごみ(燃やすのに適さないごみ)	充電式電池を内蔵した小型家電および小型充電式電池(リチウムイオン・ニッケル水素・ニカドなど)は、他のごみとは別の袋に分けて「充電電池」と表示して排出すること。	
	収集区域		区内全域
	収集方法		月2回、各戸収集
	運搬方法		自動車による
	処分方法	原則として中間処理した後、埋め立て処分する。	
	資源(再利用を目的として分別して収集するもの)	資源のうち、プラスチック製容器包装および製品プラスチック(汚れてないもの・汚れを除去したもの)は、ペットボトルとは別に中身の見える袋により排出すること。ペットボトルはキャップ・ラベルをはずして、中を洗浄して排出すること。びん・缶については飲料用・食用のものを、キャップ等を除去し洗浄してから、区が貸与するコンテナまたは中身の見える袋により排出すること。なお化粧品のびんやスプレー缶は資源として排出してはならない。古紙は新聞・段ボール・雑誌・紙パック・雑がみをそれぞれ別に、ひもで束ねて排出すること。蛍光灯はケースなどに入れるか新聞紙等で包み、割れたものについては「キケン」と表示すること。水銀体温計・水銀血圧計は、ケースなどに入れ安全に配慮すること。乾電池は中身の見える袋に入れる。なおリチウムイオン電池等の充電式電池は混ぜないこと。	
	収集区域		区内全域
	収集方法		プラスチック製容器包装(トレイ・ボトル・カップ等)・ペットボトル・びん・缶・古紙・蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計・乾電池(コイン電池・ボタン電池)は週1回、資源回収ステーションにて回収。そのほか拠点回収(小型家電、廃食用油、不用園芸土、古着)を月2回行う。また、町会や自治会・PTAなどの集団回収により資源回収を進める。
	運搬方法		自動車による
	処分方法	資源化センター、民間中間処理施設で選別等処理した後、資源化施設へ搬送し、再生利用可能な資源として売却等の処分をする。	
	粗大ごみ(特定家庭用機器廃棄物および家庭用廃パーソナルコンピュータを除く)	品川区粗大ごみ受付センターに申告し、条例第36条に定める有料粗大ごみ処理券を貼付して、収集日時に排出する。なお、粗大ごみに含まれるPCB(ポリクロロネイテッドビニフェル)含有部位は、除去すること。	
	収集区域		区内全域
	収集方法		区民の申し込みにより収集する。
	運搬方法		自動車による
	処分方法	中間処理した後、埋め立て処分する。	

	<p>特定家庭用機器廃棄物(エアコン・テレビ(液晶、プラズマ含む)・冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機・衣類乾燥機・保冷库・冷温庫)</p> <p>特定家庭用機器再商品化法に基づき、区民自らが指定取引場所に引き渡すもの他、小売業者が収集・運搬を行う。また、小売業者に引取義務のない場合は、区民の申告により、廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者が収集・運搬を行う。</p>	<p>引取義務のある小売業者に引取を依頼すること。引取義務のない場合は廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者に引取を依頼すること。再商品化等の費用を負担すること。</p>																
	<p>家庭用廃パーソナルコンピュータ(製造業者等が収集できないもの等を除く)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣の認定を受けた製造事業者等が収集・運搬を行う。また資源の有効な利用に関する法律に基づき製造業者等が再資源化を行う。</p>	<p>製造事業者等に回収を申し込むこと。再資源化料金等を負担すること。</p>																
	<p>転居廃棄物</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、引越荷物運送業者が転居廃棄物を収集・運搬し、一般廃棄物収集運搬業者に引き渡す。一般廃棄物収集運搬業者は、引き渡しを受けた転居廃棄物を区長の指定する処理施設等に運搬する。</p>	<p>区民は委任状を引越し業者に提出すること。また運送業者は予め自社の倉庫について、清掃事務所に届け出を行うこと。</p>																
<p>区分</p>	<p style="text-align: center;">事業系廃棄物</p> <p>燃やすごみ(資源および管路ごみを除く)</p> <table border="1" data-bbox="347 821 1435 1109"> <tr> <td>収集区域</td> <td>区内全域</td> </tr> <tr> <td>収集方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が週2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>運搬方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による</td> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は、清掃工場にて中間処理した後、埋め立て処分する。</td> </tr> </table> <p>陶器・ガラス・金属ごみ(資源および管路ごみを除く)</p> <table border="1" data-bbox="347 1157 1435 1428"> <tr> <td>収集区域</td> <td>区内全域</td> </tr> <tr> <td>収集方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が月2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>運搬方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による</td> </tr> <tr> <td>処分方法</td> <td>事業者が自らの責任で行うもの他は中間処理した後、埋め立て処分する。</td> </tr> </table>	収集区域	区内全域	収集方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が週2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。	運搬方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による	処分方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、清掃工場にて中間処理した後、埋め立て処分する。	収集区域	区内全域	収集方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が月2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。	運搬方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による	処分方法	事業者が自らの責任で行うもの他は中間処理した後、埋め立て処分する。	<p style="text-align: center;">事業者の協力義務等</p> <p>事業者は、自らの責任で収集及び運搬、もしくは処分し、またはそれらを業として行うものにさせる等、適正に処理しなければならない。品川区が収集する場合は、可燃ごみ、陶器・ガラス・金属ごみ、資源とに分別し、条例第37条に規定する「有料ごみ処理券」を貼付し、排出しなければならない。ただし、それによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。</p>
収集区域	区内全域																	
収集方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が週2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。																	
運搬方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による																	
処分方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、清掃工場にて中間処理した後、埋め立て処分する。																	
収集区域	区内全域																	
収集方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、品川区が月2回収集する。一部地域で早朝各戸収集を行う。																	
運搬方法	事業者が自らの責任で行うもの他は、自動車による																	
処分方法	事業者が自らの責任で行うもの他は中間処理した後、埋め立て処分する。																	

	管路ごみ(大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、特に重いものを除く管路ごみの対象となるごみをいう。)	
	収集区域	品川区東八潮
	収集方法	原則として東京23区清掃一部事務組合が毎日収集する。
	運搬方法	運搬用パイプラインによる。
	処分方法	中間処理した後、埋め立て処分する。
併せ産廃		
一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、家庭系廃棄物および事業系一般廃棄物と合わせて品川区が収集する。		
注)一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第2条第4項および廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及び製造業者及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、木くず、紙くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶器くずで、常時使用する従業員の数が20人以下の事業者から排出されるもの、または一事業所あたりの平均排出日量が40kg未満のものをいう。		

(2)し尿・浄化槽汚泥等

区分	し尿(事業活動に伴って生じたし尿および浄化槽汚泥およびし尿混じりのビルピット汚泥を除く)		区民の協力義務等
	収集区域	区内全域	1. 公共下水道処理区域内において、汲み取り便所が設けられている建築物を所有するものは、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2. 便そう内に布切れその他異物を投入しないこと。 3. 汲み取り口等から雨水等が流出しないようにすること。
	収集方法	杉並区との協定締結により杉並区が隔週で収集する。	
	運搬方法	吸い上げ自動車による	
処分方法	東京23区清掃一部事務組合品川清掃作業所に搬入し、中間処理の後、下水道投下される。		
浄化槽汚泥およびし尿混じりのビルピット汚泥および家庭系ディスポーザー汚泥		区民の協力義務等	
	収集方法	一般廃棄物処理業の許可を受けた者が収集する。	1. 公共下水道処理区域内において、汲み取り便所が設けられている建築物を所有するものは、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2. 便そう内に布切れ、その他異物を投入しないこと。 3. 汲み取り口等から雨水等が流出しないようにすること。 4. もっぱら住居用として使用されている場合も、搬入伝票に必要事項を記載する。
	運搬方法	一般廃棄物処理業の許可を受けた者が運搬する。	
	処分方法	原則として民間施設に搬入し、処分する。ただし家庭系のディスポーザー汚泥については、品川清掃作業所に搬入する。	

(3)動物死体			
区分	動物死体(25kg未満のものに限る)		区民の協力義務等
	収集方法	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、申告により区が収集する。	1. 区に収集を依頼する場合は、規則第20条に定める動物死体届出書により、所管の清掃事務所長へ申告する。 2. 収集・運搬および処分に困難を生じないようにすること。
	運搬方法	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、自動車による。	
	処分方法	占有者または管理者が自らの責任で行うものの他は、火葬により処分する。	